

瀬戸中学校いじめ防止基本方針

- 平成 26 年 1 月作成
- 平成 29 年 12 月改訂

1 いじめを知る

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成 25 年 6 月 28 日）

(2) いじめの集団構造

いじめは、いじめを受けている児童生徒と、いじめている生徒だけの問題ではない。周りではやし立てたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

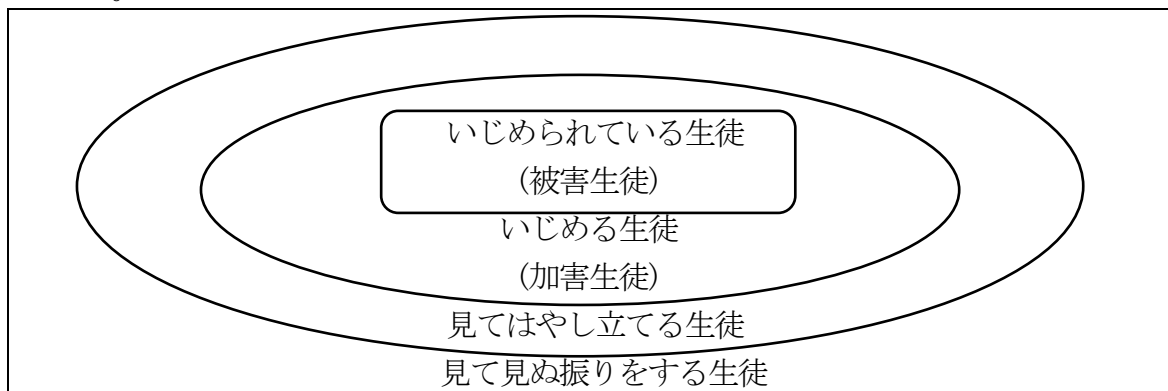


図1 いじめの構造図

(3) いじめの基本認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- イ いじめは、どの生徒にも起こり得るものである。
- ウ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- エ いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく事実の発見が難しい問題である。
- オ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することがある。
- カ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- キ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ク いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ケ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- コ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者が一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめを防ぐ

(1) いじめ防止対策委員会の設置

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭及び必要に応じて学級担任を構成員とし、毎月職員会後に定例会を持つ。また、事案発生時には緊急に開催する。

(2) 生徒や学級の様子 of 把握

ア 教職員の感性を磨く

生徒や学級の様子を把握するために、教職員の気付きが大切である。日々の教育活動の中で、生徒のささいな言動から、精神状態や悩みを察知できる感性を磨いておく必要がある。そのために、教育相談やカウンセリングの研修を行う。

イ 実態把握の方法

生徒の生活や人間関係を捉える調査を行う。定期的に生活アンケートや教育相談を実施し、実態の把握に努める。また、学校評価アンケートを用いて保護者の意識調査を行う。

(3) いじめが起きにくい学校づくり・学級づくり

「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見・早期対応の姿勢を大切にしながら、いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因等に着目し、それらの改善を図りトラブルを減らす取組を行う。

ア 「居場所づくり」の取組

生徒が安心できる自己存在感や充実感を感じられる、そのような場所を提供できる授業づくりや集団作りが、未然防止の決め手となる。授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける場所を作り出すという考え方である。授業中に嘲笑されたり、行事の際にからかわれたりする雰囲気をつくらないように努める。また、授業についていけなかったり、行事に参加できなかったりする生徒がいないように留意することで、生徒の居場所を提供し、いじめ発生リスクを抑える。

イ 「絆づくり」の取組

人と関わることを喜びと感じる体験を意図的に取り入れた活動を行う。トラブルが起こることも含めて集団を受け入れ、集団の中で活動することで、次のことを学ばせていく。

- ・ トラブルを回避するための行動の仕方
- ・ 集団内の他者から認められるための行動の仕方
- ・ 自ら進んで他者や集団に貢献することの大切さ

ウ 学級経営の充実

学級担任は、受容的・共感的態度による生徒理解に努める。また、活気の中にも規律のある集団作りを目指すとともに、正しい言葉遣いで学校生活を送ることができるよう留意する。

エ 教科経営の充実

「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりに努め、「楽しい授業」「分かる授業」を実践する。また、常に学級担任と連携して情報交換を行い、生徒理解に努める。

オ 道徳教育の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成を目指して、いじめを許さない心情を深める授業を実践する。

カ 学級活動の充実

学級内のコミュニケーションを活性化するため、次に掲げるような活動を積極的に取り入れて、社会性を育てる。

- ・ 構成的グループ・エンカウンター
- ・ アサーション・トレーニング
- ・ ソーシャル・スキルトレーニング
- ・ ピア・サポート など

キ その他

- ・ 学校行事の工夫
- ・ 生徒会活動の工夫
- ・ 人権月間の取組の充実
- ・ 情報モラル教育の充実 など

3 いじめを発見する

(1) いじめの早期発見

ア 教職員と生徒との日常の交流

休み時間や昼休み、放課後のふれあいの中で、気になる様子に目を配る。言動が気になる場合には、教職員から声を掛け、積極的に会話する。

イ アンケート調査の実施と分析

「生活アンケート」等を定期的に行い、気になる記述がある場合には管理職や生徒指導主事と相談を行う。新年度や長期休業明けは特に配慮する。

ウ 教育相談

定期的な生活相談や進路面談などの教育相談を実施し、実態把握に努める。また、教師が必要を感じる場合や生徒が希望する場合は、その都度教育相談を実施する。

エ 日常の日記指導

「あゆみ」(瀬戸中学校の日記)の指導を共感的かつ受容的に行い、生徒の悩みや不安を発見するように努める。

オ ネット上のいじめの発見

ネット上でのいじめは学校ではほとんど見えない。保護者と連携して、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するように依頼する。

カ 地域との連携

児童生徒を守り育てる協議会などの地域団体の協力を得るために、情報交換や協議ができる場を設ける。また、民生委員や児童委員等とも必要に応じて、情報交換を行う。

(2) 相談しやすい環境づくり

ア 本人からの訴えには

心身の安全を保証するとともに、事実関係や気持ちを傾聴することに努め、心のケアに努める。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供する。

イ 周りの生徒からの訴えには

他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。勇気ある行動をたたえるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

ウ 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気付いた時に、すぐに学校に連絡していただけるよう、日頃から信頼関係を築くように努める。保護者の気持ちを十分にくみ取りながら接することが大切である。

4 ネット上のいじめに対応する

(1) ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払う必要がある。

(2) ネット上のいじめの態様

- ・ メールでのいじめ
- ・ ブログでのいじめ
- ・ チェーンメールでのいじめ
- ・ 学校非公式サイトでのいじめ
- ・ SNSでのいじめ
- ・ 動画サイトでのいじめ

(3) 未然防止のために

学校での情報モラル教育だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

(4) 情報モラル教育について

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。以下の点を指導する。

- ・ 発信した情報は、一瞬で多くの人に広まること。
- ・ 匿名であっても書き込みをした人はすぐに特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、容易に加害者にも被害者にも成り得ること。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

5 重大事態へ対処する

(1) 重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日)

(2) 重大事態への対応

いじめ対策チームの調査により重大事態と認められるとき、校長は「いじめ問題調査委員会」の設置を伊方町教育委員会に求める。伊方町教育委員会は、伊方町長に、重大事態が発生した旨を報告するとともに、直ちにいじめ問題調査委員会を設置し、必要な調査ができるよう学校と連携を図る。

6 一時対応(初期対応)について

(1) いじめ対策チームの編制

いじめを認知した場合は、教職員が1人で抱え込まず、学校全体で対応することが大切である。学校長がいじめ対策チームを設置し、今後の指導方針を立てて、組織的に取り組むことが大切である。

(2) 24時間以内の対応

いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってからの方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況を基に十分に検討し慎重に対応することが必要である。

(3) 事実関係の把握

ア 聞きとるべき内容等、留意すべきことを確認する。

- ・ 誰が誰をいじめているのか。(加害者と被害者の確認)
- ・ いつ、どこで起こったのか。(時間と場所の確認)
- ・ どのような内容のいじめか。どのような被害を受けたのか。(内容の確認)
- ・ いじめのきっかけは何か。(背景と要因の確認)
- ・ いつごろから、どれくらい続いているのか。(期間の確認)

※ 当事者のみならず、第三者、保護者からも詳しく情報を得て、正確に理解する。なお保護者対応は必ず複数で行う。

イ 事実確認は、被害者、加害者、関係する生徒を個別に同時進行で行う。

※ 「事実確認」と「指導」を明確に区別する。

ウ 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

※ 徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応が重要である。

(4) 対応方針の決定

生徒の安全を最優先として、緊急度を確認する。いつ、だれが、どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し、迅速に行う。

(5) 教育委員会への報告

いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告するとともに、問題の解決に向けて指導・助言等の支援を受ける。

(6) 生徒、保護者への対応

ア 被害生徒に対して

事実確認と共に、辛い今の気持ちを受け入れて共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。自信を持たせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 加害生徒に対して

いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて指導を行う。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちについて理解させる。

ウ 周りの生徒に対して

当事者だけの問題にとどめず、学校全体としての問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

エ 被害生徒の保護者に対して

発見したその日のうちに、家庭訪問等を行い、事実関係を伝える。また、学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。子どもの変化に注意してもらい、ささいなことでも相談できる体制づくりに努める。

オ 加害生徒の保護者に対して

正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。さらに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、家庭での指導を依頼する。

7 二次・三次対応

(1) 被害生徒に対して

最も信頼関係のある教職員が対応し、安心して学校生活を送るための具体的なプランを立てる。一時避難として、別室登校も考えられる。また、自己肯定感が回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や友人関係作りを支援する。定期的に家庭と連絡を取り、学校や家庭での様子について情報交換をしながら、きめ細かな経過観察を行う。

(2) 加害生徒に対して

いじめの非人間性やいじめが他の生徒の人権を侵す行為であり、いかなる理由があっても許されないことだと理を尽くして冷静に諭す。相手の心の痛みを理解させ、今後、どのように行動する必要があるのか、じっくりと考え、自分のとった言動を反省して謝罪ができるように導く。当該生徒が理解しない場合は、話し合いの機会を多く持ち、理解するまで様々な面から繰り返し粘り強く指導することにより、精神的な成長を促す。

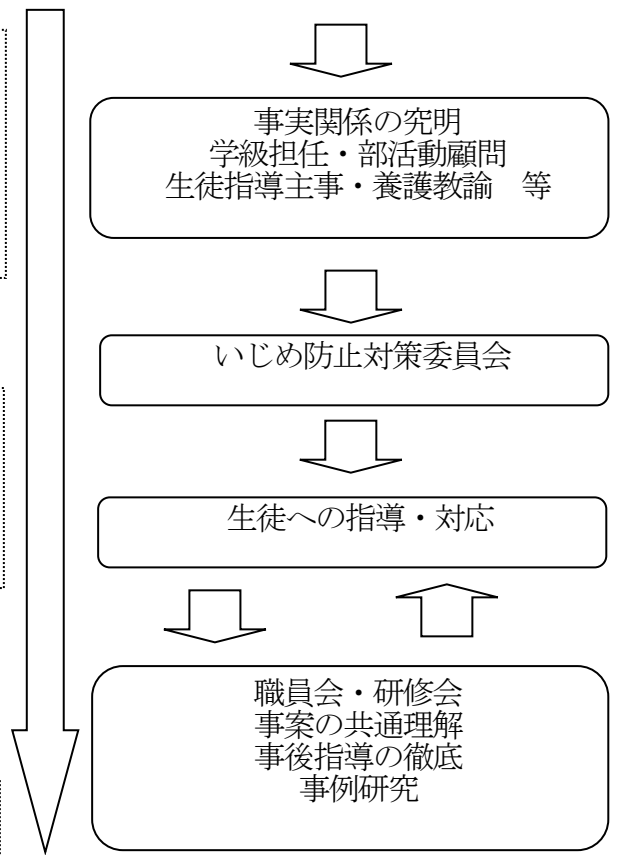
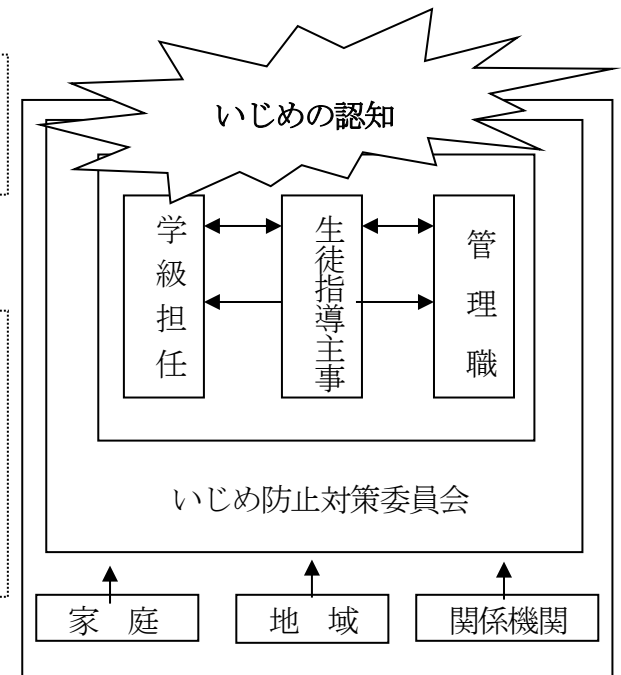
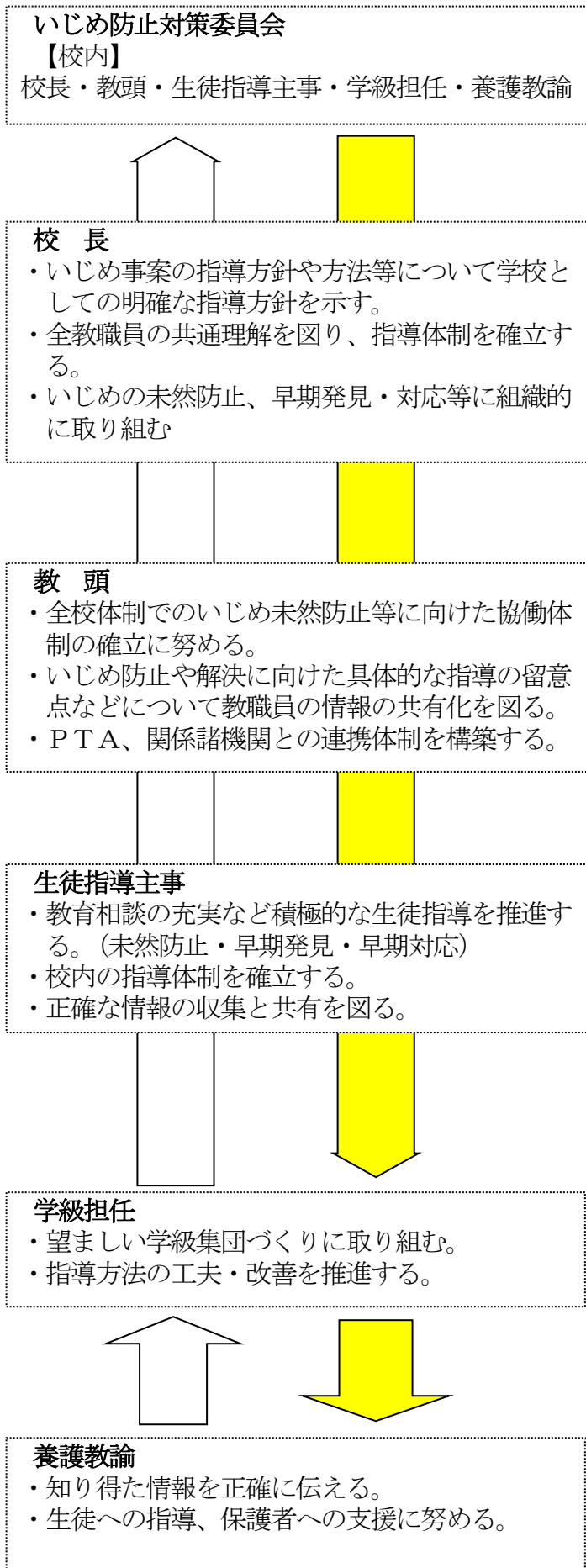
(3) 周りの生徒に対して

いじめを周りではやし立てる行為はもちろん、見て見ぬ振りをする行為も、いじめを深刻化させることにつながる行為であり、いじめている生徒と同罪であることをしっかり指導する。道徳教材等を活用し、豊かな心が育まれるように取り組む。また、生徒会活動等を通じて、いじめの防止や解決に取り組めるよう支援する。

(4) 当該生徒の保護者に対して

保護者に事実を正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を提示する。家庭との連携を密にし、一緒に解決してもらえよう共通理解を図る。不安なことや気にかかることがあれば、すぐに学校に連絡するようお願いする。解決した後も、定期的に学校の様子を報告する。

8 組織的に対応する



重大事態対応

- 組織名
いじめ防止対策委員会と兼ねる。
- 構成員
いじめ防止対策委員会の構成員にP T A会長、学校関係者評価委員(4名)を加える。

※ 対応・調査・報告・事後指導・再発防止については上記と同様の対応をとる。